

船舶事故等調査報告書

平成22年4月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第261号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年8月24日（月） 16時20分ごろ	
発生場所	滋賀県大津市下阪本の琵琶湖西岸	
事故等調査の経過	平成21年9月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A モーターボート ハイドロE40、4.5m 253-21872滋賀、個人所有 B モーターボート ミニⅢ12号、3m未満 なし、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、二級小型船舶操縦士 B 船長、なし	
死傷者等	B 負傷 2人（船長、同乗者）	
損傷	A 船首船底に擦過傷 B 右舷船尾部に擦過傷	
事故等の経過	A船は、船長ほか1人が乗船し、大津市琵琶湖西岸を低速力で北進中、B船は、船長ほか1人が乗船し、琵琶湖西岸で錨泊中、平成21年8月24日16時20分ごろ、A船の船首とB船の右舷船尾とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：うねり なし、波高 なし	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、琵琶湖西岸を低速力で北進中、船首が浮上した際、適切な見張りを行わなかったため、前路で錨泊中のB船に気付かずに航行したものと考えられる。 B船は、錨泊中、適切な見張りを行わなかったため、接近してくるA船に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、琵琶湖西岸において、A船が北進中、B船が錨泊中、両船が適切な見張りを行わなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	